

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 7 年度
計画主体	枕崎市

枕崎市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 : 枕崎市農政課

所 在 地 : 枕崎市千代田町 2 7 番地

電 話 番 号 : 0993-76-1185

F A X 番 号 : 0993-73-1870

メールアドレス : nosei@city.makurazaki.lg.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・ イタチ・テン・キツネ・カラス・アオサギ
計画期間	令和8年度～令和10年度
対象地域	枕崎市全域

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状（令和6年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品 目	被害数値
イノシシ	水稻	0.20ha 205 千円
	イモ類（原料サツマイモ）	1.52ha 1,527 千円
	飼料作物（トウモロコシ）	0.02ha 19 千円
	野菜（サトイモ）	0.01ha 19 千円
	小 計	1.75ha 1,770 千円
シカ	—	0.0ha 0 千円
サル	—	0.0ha 0 千円
タヌキ	—	0.0ha 0 千円
アナグマ	イモ類（原料サツマイモ）	0.02ha 20 千円
	小 計	0.02ha 20 千円
イタチ	—	0.0ha 0 千円
テン	—	0.0ha 0 千円
キツネ	—	0.0ha 0 千円
カラス	—	0.0ha 0 千円
アオサギ	—	0.0ha 0 千円
合 計		1.77ha 1,790 千円

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(2) 被害の傾向

●イノシシ

被害は、市内全域で確認されており、甘藷、水稻への被害が多くみられる。被害箇所は、山間部に近い場所に加え、荒廃農地の増加により、畑が密集している地区でも甚大な被害が出るようになっている。

また、市街地での出没も見られるようになっている。

●シカ

作物被害は報告されていないが、令和4年度に捕獲された実績があり、

今後農林業への被害も危惧される。

●サル

直接的な被害は報告されていないが、年に複数の目撃情報があり、今後農作物への被害も予想される。また、人身被害や生活環境被害の危険性もある。

●タヌキ

被害は年間を通して市内全域で確認されており、被害額としてとりまとめるまでには至らないが、市街地で家庭菜園等への被害や、目撃情報が報告されている。

●アナグマ

被害は年間を通して市内全域で確認されており、甘藷への被害は定植期から収穫期まで発生している。また、家庭菜園への被害も多く、空き家に住み着こうとしている個体や、人家へ侵入している事例も多く報告されている。

●イタチ

被害は市街地で複数確認されており、車のボンネット内に侵入し、断熱材やコードを噛み千切られる被害が報告されている。

●テン

被害は市街地で複数確認されており、家屋の屋根裏に侵入される被害が報告されている。

●キツネ

直接的な被害は報告されていないが、金山地区で目撃情報と、子狐を守ろうとして人に向かってくるといふ事例が報告されている。

●カラス

被害は市内全域の山間部で発生しており、甘藷の定植期にマルチシートの破損や苗の引き抜き等の被害が発生している。また、家畜飼料の盗食や、騒音被害などの報告もある。

●アオサギ

農作物への被害はないが、市街地周辺の山に住み着き、鳴き声による騒音や糞害などの被害が報告されている。

(3) 被害の軽減目標

指標（被害金額）	現状値（令和6年度）	目標値（令和10年度）
イノシシ	1,770千円 1.75ha	1,239千円 1.23ha
シカ	0千円 0ha	0千円 0ha
サル	0千円 0ha	0千円 0ha
タヌキ	0千円 0ha	0千円 0ha
アナグマ	20千円 0.02ha	14千円 0.01ha
イタチ	0千円 0ha	0千円 0ha
テン	0千円 0ha	0千円 0ha
キツネ	0千円 0ha	0千円 0ha
カラス	0千円 0ha	0千円 0ha
アオサギ	0千円 0ha	0千円 0ha
合 計	1,790千円 1.77ha	1,253千円 1.24ha

※四捨五入の関係で、計と内訳の計が一致しない場合がある。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	推進事業 令和4年度 狩猟免許講習受講料助成 4人 箱わな小型 2基 わな監視用センサーカメラ 1台 令和5年度 狩猟免許講習受講料助成 3人 箱わな中型 3基 被害防除教材購入 令和6年度 狩猟免許講習受講料助成 1人 箱わな中型 4基 捕獲アプリ 一式	捕獲従事者の高齢化が進み、鉄砲隊員が減少しているため、捕獲従事者の確保・育成が課題になっている。 このため、農家自身が畑を守れるよう狩猟免許取得の呼びかけや、支援と捕獲技術向上につながるような取り組みを行った。
防護柵の設置等に関する取組	電気柵の設置 令和4年度 国庫 1,500m×2段＝ 3,000m 市単 4,135m×2段＝ 8,270m 令和5年度 国庫 2,900m×2段＝ 5,800m 市単 5,910m×2段＝ 11,820m 令和6年度 市単 6,245m×2段＝ 12,490m	電気柵設置後の草払いなど管理を適正にする必要がある。 また、電気柵を設置したにもかかわらず被害にあう圃場もあるため、適正な設置の仕方を指導していく必要がある。 電気柵を設置していない隣接圃場への被害も増加しているため、広域的に設置できないか検

		討する必要がある。
生息環境管理その他 の取組	被害報告者に対して鳥獣の習性や、被害傾向及び被害防止対策に関することを講じている。	圃場内の残さ処理の甘さなど被害対策に甘さがあるため、まだまだ周知徹底を行っていく必要がある。

(5) 今後の取組方針

令和6年度の被害金額は1,790千円、被害面積は1.77haとなっているが、令和7年度途中の段階で、農家の減少による荒廃農地の増加に伴い被害報告が増加している。 これを踏まえ、被害軽減目標を現況（令和6年度）の被害金額及び被害面積の30%減の1,253千円、1.24haとする。 侵入防止柵等の導入による鳥獣被害の防止や、猟友会等との連携による有害捕獲を行う。 ① わなに取付ける発信機とその電波を2km圏内でキャッチする受信機のセットや、スマート捕獲アプリ等のICT機器を活用することで見回り作業の軽減や、捕獲位置の把握による被害軽減につなげていく。 ② GISを活用して鳥獣の発生場所を記録することで、捕獲技術向上につなげていく。 ③ 被害対策の呼びかけや新規狩猟免許取得を促し、捕獲従事者を確保する。 ④ 電気柵などの侵入防止柵の導入を推進する。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

枕崎市猟友会を中心とした捕獲隊と連携をとり、有害鳥獣捕獲を実施する。				
猟具別人数	銃のみ	2人	わなのみ	20人
	銃・わな	6人		
	計 28人で令和8年度は活動していく。			

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・イタチ・テン・キツネ・カラス・アオサギ	免許取得前に各種手続きの流れや捕獲の方法を教えることや、免許を取得してからも一緒に現場に行き、協力して止め刺しを行うことで、捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、銃器及びわなによる捕獲を推進する。 捕獲報奨金による支援も継続して行っていく。
令和 9 年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・イタチ・テン・キツネ・カラス・アオサギ	免許取得前に各種手続きの流れや捕獲の方法を教えることや、免許を取得してからも一緒に現場に行き、協力して止め刺しを行うことで、捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、銃器及びわなによる捕獲を推進する。 捕獲報奨金による支援も継続して行っていく。
令和 10 年度	イノシシ・シカ・サル・タヌキ・アナグマ・イタチ・テン・キツネ・カラス・アオサギ	免許取得前に各種手続きの流れや捕獲の方法を教えることや、免許を取得してからも一緒に現場に行き、協力して止め刺しを行うことで、捕獲従事者の確保・育成を図るとともに、銃器及びわなによる捕獲を推進する。 捕獲報奨金による支援も継続して行っていく。

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
●イノシシ 過去3カ年のイノシシの捕獲頭数実績は、令和4年度は250頭、令和5年度は261頭、令和6年度は323頭であり、被害報告も増加している。また令和7年度途中の段階で昨年度を大きく上回る捕獲報告や被害報告があることから、捕獲計画数を500頭とし、市内全域で銃又はわなにより捕獲を強化することで被害軽減に努める。 ●シカ 令和4年度に1頭捕獲されて以降捕獲実績はないが、今後農作物等への被害が発生し捕獲が必要な状況になった場合に備え、捕獲計画数を10頭とする。 ●サル これまで捕獲実績はないが、年複数回にわたって目撃情報があり、今後

農作物等への被害が発生し捕獲が必要な状況になった場合に備え、捕獲計画数を5頭とする。

●タヌキ

過去3カ年のタヌキの捕獲頭数実績は、令和4年度は13頭、令和5年度は9頭、令和6年度は16頭で、市街地での出没が増え家庭菜園等への被害も出ているため、捕獲計画数を50頭とし、わなによる捕獲を強化する。

●アナグマ

過去3カ年のアナグマの捕獲頭数は、令和4年度は237頭、令和5年度は193頭、令和6年度は138頭と減少傾向にあるが、令和7年度途中の段階で昨年度を大きく上回る捕獲報告や被害報告があることから、捕獲計画数を500頭とし、わなによる捕獲を強化する。

●イタチ

被害は市街地で複数確認されており、車のボンネット内に侵入し、断熱材やコードを噛み千切られる被害が報告されているため、捕獲計画数を10頭とする。

●テン

被害は市街地で複数確認されており、家屋の屋根裏に侵入されたという被害が報告されているため、捕獲計画数を10頭とする。

●キツネ

直接的な被害は報告されていないが、金山地区で目撃情報があり、今後農作物等への被害が発生し捕獲が必要な状況になった場合に備え、捕獲計画数を5頭とする。

●カラス

過去3カ年のカラスの捕獲頭数実績は、令和4年度は333羽、令和5年度は321羽、令和3年度は273羽で、畜産農家からの被害報告も少なくないため、捕獲計画数を700羽とし、被害軽減に努める。

●アオサギ

依然として市街地周辺での被害報告があるため、捕獲計画数を100羽と100個の卵の採取とする。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度
イノシシ	500 頭	500 頭	500 頭
シカ	10 頭	10 頭	10 頭
サル	5 頭	5 頭	5 頭
タヌキ	50 頭	50 頭	50 頭
アナグマ	500 頭	500 頭	500 頭
イタチ	10 頭	10 頭	10 頭
テン	10 頭	10 頭	10 頭
キツネ	5 頭	5 頭	5 頭
カラス	700 羽	700 羽	700 羽
アオサギ	100 羽	100 羽	100 羽
アオサギ（卵）	100 個	100 個	100 個

捕獲等の取組内容
被害発生都度の被害発生場所付近を重点的に捕獲の実施を行う。 銃器及びわな（くくりわな、箱わな）での捕獲を原則とし、狩猟期間を除いた期間で実施する。しかし、例外として、狩猟期間中でも被害報告があった場合には、捕獲範囲と人と捕獲期間を設定し捕獲の実施を行う。 また、特定猟具使用禁止区域については、くくりわな、箱わな等を活用した捕獲を実施する。 市境においては、隣接市との広域捕獲の連絡体制を整えて実施していく。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
該当なし

（４）許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
枕崎市	該当なし

4. 防護柵の設置等に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ	電気柵（市単） 15,000m×2段	電気柵（市単） 15,000m×2段	電気柵（市単） 15,000m×2段
	電気柵（県補助） 4,000m×2段	電気柵（県補助） 4,000m×2段	電気柵（県補助） 4,000m×2段

(2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和8年度	令和9年度	令和10年度
イノシシ タヌキ アナグマ	年複数回の草払いを実施や、防草シートの設置。 適正な設置、管理を行っているか等の点検作業を実施する。	年複数回の草払いを実施や、防草シートの設置。 適正な設置、管理を行っているか等の点検作業を実施する。	年複数回の草払いを実施や、防草シートの設置。 適正な設置、管理を行っているか等の点検作業を実施する。

5. 生息環境管理その他被害防止施策に関する事項

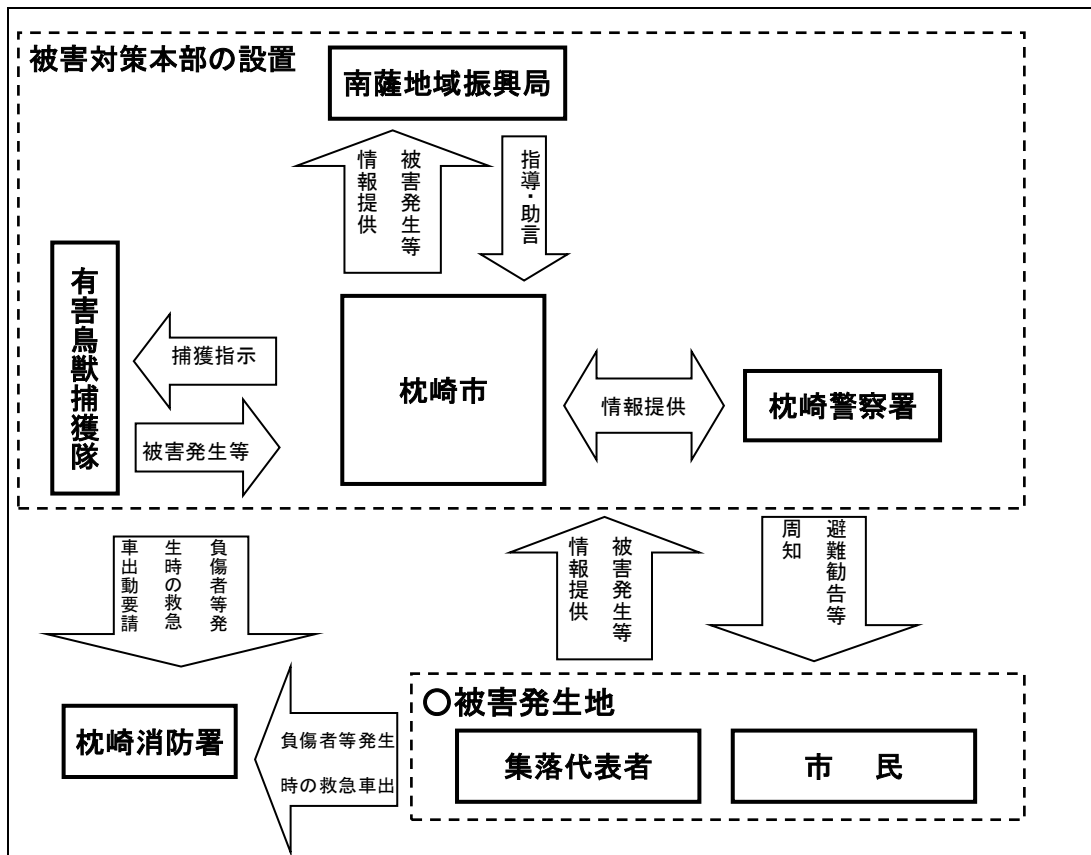
年度	対象鳥獣	取組内容
令和 8 年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ イタチ テン キツネ カラス アオサギ	鳥獣の住みづらい環境を整備するために、収穫残さや放任果樹の適正な処理の周知を行い、鳥獣を寄せ付けない集落づくりに努める。 適正な侵入防止柵の設置、追い払い活動等の現地指導を行う。
令和 9 年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ イタチ テン キツネ カラス アオサギ	鳥獣の住みづらい環境を整備するために、収穫残さや放任果樹の適正な処理の周知を行い、鳥獣を寄せ付けない集落づくりに努める。 適正な侵入防止柵の設置、追い払い活動等の現地指導を行う。
令和 10 年度	イノシシ シカ サル タヌキ アナグマ イタチ テン キツネ カラス アオサギ	鳥獣の住みづらい環境を整備するために、収穫残さや放任果樹の適正な処理の周知を行い、鳥獣を寄せ付けない集落づくりに努める。 適正な侵入防止柵の設置、追い払い活動等の現地指導を行う。

6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
枕崎市	被害対策本部の設置 人的被害等の情報収集 住民に対する周知（避難等の勧告） 関係機関の連絡調整 捕獲等被害対策の指示（許可）及び実施
南薩地域振興局	関係法令及び被害防止対策の指導及び助言
枕崎警察署	住民の安全確保（避難等の勧告） 銃器使用の捕獲時の指導及び助言 住民からの被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の問合せ内容の情報提供
枕崎消防署	負傷者等発生時の救急車の出動
有害鳥獣捕獲隊（猟友会）	有害鳥獣の緊急捕獲 被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の提供
集落代表	被害発生及び有害鳥獣の出没情報等の提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシについては、捕獲後速やかに埋設処理及び自家消費とする。
それ以外は、埋設処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

(1) 捕獲等をした鳥獣の利用方法

食品	該当なし
ペットフード	該当なし
皮革	該当なし
その他	該当なし

(2) 処理加工施設の実施

該当なし

(3) 捕獲等をした対象鳥獣の有効利用のための人材育成の実施

特になし

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

協議会の名称	枕崎市鳥獣被害対策協議会
構成機関の名称	役割
枕崎市	事務局として協議会を総括するとともに、被害対策に関する情報提供や普及・啓発活動
猟友会	有害鳥獣関連情報の提供と有害鳥獣捕獲の実施
鳥獣保護員	有害鳥獣の生息状況等の情報提供
枕崎市農業委員会	農業者等への被害対策に関する情報提供
J A 南さつま枕崎支所	農業者等への被害対策に関する情報提供、営農技術の普及・啓発活動
南薩地域振興局	被害対策に関する情報提供や技術的な指導
かごしま森林組合	被害対策に関する情報提供や普及・啓発活動

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
九州農政局（国）	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携
鹿児島県	有害鳥獣関連の情報提供並びに被害防止技術の情報提供、その他必要な連携

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

設置年月日：平成25年3月19日設置 構成：市職員13人（うち狩猟免許保持者0人） 活動内容：追い払い活動、被害調査、広報啓発 今後、民間隊員の加入についても検討する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

特になし。

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

被害防止対策については、枕崎市鳥獣被害対策協議会が中心となり、関係機関と連携し、情報交換や技術研修等の実施に努める。
--

○被害防止計画作成経過

計画作成年度	公表年月日
平成22年度（1期）	平成23年4月14日
平成25年度（2期）	平成26年4月8日
平成28年度（3期）	平成29年3月29日
令和元年度（4期）	令和2年3月31日
令和4年度（5期）	令和5年3月31日
令和7年度（6期）	令和8年3月31日